

株 主 各 位

東京都新宿区新宿五丁目6番1号 新宿やわらぎビル4階
株 式 会 社 東 京 一 番 フ ー ド
代表取締役社長 坂 本 大 地

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和4年12月22日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年12月23日（金曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番1号
小田急ホテルセンチュリーサザンタワー 21階 天空
※昨年と開催場所が異なります。
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第24期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

第4号議案 当社及び当社子会社の取締役、使用人及び社外協力者に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

~~~~~  
◎当日は株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。  
◎資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。  
◎株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。  
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.tokyo-ichiban-foods.co.jp/>）に掲載させていただきます。

### **<新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について>**

・株主総会へのご出席を予定又は検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態や株主総会開催日現在の国内の流行状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願いいたします。

・感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願いいたします。

・ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用をお願いいたします。

・会場の入り口付近で、手指へのアルコール消毒液の噴霧のほか、検温をさせていただく予定としており、発熱を確認された場合や激しく咳き込む場合等、体調不良とお見受けする株主様には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお断りする場合がございます。

・運営スタッフは検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

## 議決権行使方法のご案内

51頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### ■ 当日ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



株主総会日時

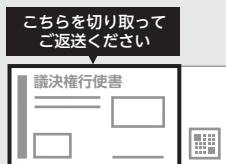
令和4年12月23日（金曜日）午前10時開催  
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

### ■ 当日ご出席いただけない場合



#### ■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。



行使期限

令和4年12月22日（木曜日）午後6時30分必着



#### ■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶ 詳細は4頁～5頁をご覧ください。

行使期限

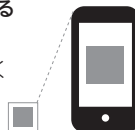
令和4年12月22日（木曜日）午後6時30分まで

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

▶ 次頁に詳しくご紹介しています



# 「スマート行使」による議決権行使について

## ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



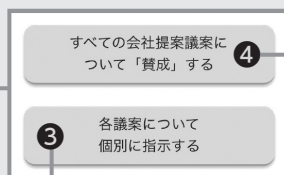
※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。



## ② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

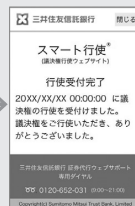


## ③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

## ④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

## ■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。



### パソコン・スマートフォン によるアクセス手順

議決権行使サイト▶

<https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。  
※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

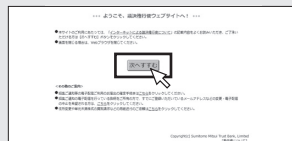
システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

 **0120-652-031**

(受付時間 9:00~21:00)

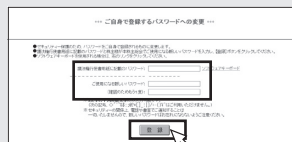
#### ① WEBサイトへアクセス



#### ② ログインする



#### ③ パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

#### スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

## (提供書面)

### 事業報告

(令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### ① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、2022年3月にまん延防止等重点措置が全国で解除となり、日常生活の制約や経済活動への制限も緩和され、経済活動の正常化に向けた動きが見られました。

しかしながら、世界的なインフレの加速や金融引き締めが進む中での日本銀行の金融緩和政策継続等による急激な円安、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴うエネルギー価格や原材料価格の高騰、更には海外経済の減速懸念が出てきており、先行きにつきましては、引き続き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、飲食事業を起点に、卸売事業、加工事業、養殖事業を垂直的に展開する6次産業化を推進することで、水産物のSCM（サプライ・チェーン・マネジメント）力のある総合水産企業を目指しております。当社飲食事業においては、水産物SCMを活かした最適な食材調達と職人の技による顧客満足度の高い料理の提供をモットーとし、また、ポテンシャルの高い海外市場に向けた水産事業展開を図るべく、米国ニューヨーク市にて卸販売を視野に入れたアンテナショップの営業を推進してまいりました。

以上の結果、売上高は60億62百万円（前年比34.2%増）、営業損失3億67百万円（前年は営業損失11億8百万円）、経常利益2億74百万円（前年比126.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1億21百万円（前年比598.3%増）となりました。

当連結会計年度における、各セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### イ 飲食事業

「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」においては、令和3年10月に緊急事態宣言が解除され売上高は徐々に回復傾向にありましたが令和4年1月に東京都において新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が発令されたことを契機に客足が落ち込みました。3月に東京都における新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が解除されると売上高は回復に向かいましたが第7次の感染拡大や諸物価の上昇による消費マインドの低下などにより厳しい状況となりました。

ニューヨーク市に出店しております「シーフードレストランWOKUNI」においては、昨年5月の店内飲食制限の解除以降、売上高はコロナ流行前を超えて推移し、開業以降初の単年度黒字を達成しました。

以上の結果、当連結会計年度における飲食事業は、売上高53億43百万円（前年比38.4%増）、セグメント損失4億64百万円（前年はセグメント損失11億38百万円）となりました。

#### ロ 外販事業

養殖部門においては、当社グループのSDGs目標管理のもとサステイナブルな水産養殖を推進しております。「平戸本まぐろ極海一番（きわみいちばん）」の生産は順調に推移し、本まぐろ及びとらふぐ活魚・身欠きの国内における外販事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大下にもかかわらず売上高・利益ともに増加いたしました。今後は、ニューヨーク市で集客力を持つ「シーフードレストランWOKUNI」をマーケティングテスト基地として、当期に新設した平戸養殖場併設のHACCP取得水産加工場を基軸に、現地のサステイナブル志向に合致する水産物の北米への外販（輸出）拡大を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度における外販事業は、売上高7億18百万円（前年比9.3%増）、セグメント利益86百万円（前年比370.3%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、69百万円であり、主なものはソフトウェアの更新及び店舗建物の改装工事によるものであります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、設備投資等の資金への充当及び新型コロナウイルス感染症の影響に備えた流動性資金確保を目的として、金融機関から所要の借入等を行いました。この結果、当社グループの借入金の残高は、22億6百万円となりました。

## ④ 資金面について

新型コロナウイルス感染症の影響下における資金面については、当連結会計年度末における現金及び預金は18億26百万円となっており、財務基盤は引き続き安定しており、事業活動に支障のない十分な資金を確保しております。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分 \ 期間                                       | 第 21 期<br>(令和元年9月期) | 第 22 期<br>(令和2年9月期) | 第 23 期<br>(令和3年9月期) | 第 24 期<br>(当連結会計年度<br>(令和4年9月期)) |
|-----------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                    | 4,619,795           | 3,975,098           | 4,518,600           | 6,062,192                        |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                           | 189,174             | △447,581            | 121,251             | 274,143                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | 99,788              | △617,764            | 17,399              | 121,504                          |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△)                | 11円33銭              | △69円90銭             | 1円97銭               | 13円73銭                           |
| 総 資 産 (千円)                                    | 2,917,244           | 4,026,877           | 4,248,443           | 4,417,606                        |
| 純 資 産 (千円)                                    | 1,902,026           | 1,250,133           | 1,262,433           | 1,426,028                        |
| 自 己 資 本 比 率 (%)                               | 63.9                | 30.0                | 28.5                | 31.0                             |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な子会社の状況

| 名 称                | 資 本 金     | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容   |
|--------------------|-----------|-----------|-----------------|
| 株式会社長崎ファーム         | 3,000千円   | 100%      | 水産物の販売及び魚介類養殖事業 |
| Ichiban Foods Inc. | 114,566千円 | 100%      | 和食シーフードレストラン    |
| 株式会社寿し常            | 100千円     | 100%      | 飲食店業及び水産物の販売    |

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 新型コロナウイルス感染収束後の営業・財務基盤の強化について

当社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言などに伴い、営業時間の短縮、営業休止、アルコール提供の制限など、営業面で多大な影響を受けました。また、これに伴う資金繰りの悪化に備え、必要に応じて資金調達をしてまいりました。令和3年9月の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染収束後の新たな経営環境を見据えながら、営業・財務基盤の強化に引き続き務めてまいります。

##### ② 主要食材「国産高級とらふぐ」の調達について

当社は、主要食材である国産高級とらふぐにおいては周期的に相場が大幅に変動することを経験しております。この対策の一つとして、当社子会社株式会社長崎ファームの平戸養殖場にて、とらふぐの自社養殖数拡大と養殖技術の向上を図ることで「国産高級とらふぐ」の調達力を安定させ、とらふぐ亭のリーズナブルな販売価格を守っていく方針であります。また、仕入価格安定のための生産者ネットワークの構築にも取り組んでまいります。

##### ③ 食材の安全性の確保と情報発信について

昨今、食の安全性について様々な問題が取りざたされております。当社は従来より、自然の恵みである本物の食材をお客様にご提供することを最大のモットーとして掲げており、徹底的に食材にこだわっていきたいと考えております。そのモットーをより具体化するために、安全安心な食材を使用していることへの裏付けとして、主要食材である「国産高級とらふぐ」のトレーサビリティ・システムを開発・運営してきております。

また、6次産業化を推進し自社養殖魚の生産強化と、生産地との連携強化で安全かつ新鮮な食材を直接仕入れるルートの開発を推進してきております。こうした産直の推進で、生産者・生産地からの生産情報をお客様へお届けできる、また、店舗でのお客様の声を生産者・生産地にフィードバックできる可能性が拡大しております。

④ 従業員教育と人材の育成と輩出について

当社のもう一つのモットーである「大切な人と過ごせる空間の演出」を更に効果的にするのが、店舗スタッフのきめ細かなサービスのご提供であると考えております。きめ細かなサービスをご提供するためには、スタッフ一人ひとりが当社のコンセプトである「食材・空間・サービスへのこだわり」を深く理解し、そのこだわりを持って「お客様をおもてなし」することを実践してまいります。今後、店舗数の増加に伴い、店舗スタッフのサービスレベルを常に維持・向上させるべく、IT活用にてナレッジを高めてまいります。

また、当社は独立意欲のある社員に対して、独立教育プログラムを推進し、のれん分け制度を実施しております。今後、更なる多様な人材採用・人材育成・評価制度を確立していくことで、新たなベンチャー起業家を輩出していくことを推進してまいります。

⑤ 経営情報システムについて

当社では、経営の基盤としての情報システムとして、販売業務管理システム、仕入業務管理システム、当社主要食材の「国産高級とらふぐ」のトレーサビリティ・システム、養殖管理システムを確立しております。今後は、この経営情報システムを更に拡充することで、食材コストの適正化、また、養殖事業における養殖コストの適正化、加工場における加工コスト適正化を推進して、高品質経営を目指してまいります。

⑥ 「SDGs（持続可能な開発目標）」に対する取り組みについて

当社は、SDGsの達成に向け、具体的活動に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。特に、当社が持つ水産物の養殖事業、卸売事業、加工事業について、SDGsが掲げる理念を取り入れつつ、資源保護と水産物の安定供給を継続して行っております。

**(5) 主要な事業内容**（令和４年９月30日現在）

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県内にある「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」、「寿し常」等の飲食店の運営及び水産物の生産・販売。

**(6) 本部及び店舗**（令和４年９月30日現在）

本部 東京都新宿区新宿五丁目６番１号

店舗 72店舗（ＦＣ３店舗を含む）

**(7) 従業員の状況**（令和４年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢    | 平均勤続年数 |
|------|-------------|---------|--------|
| 299名 | 14名減        | 40歳11ヶ月 | 4年10ヶ月 |

- (注) １．臨時従業員（アルバイト）の期中平均雇用人員数は約349名であり、これは上記従業員数には含まれておりません。  
２．従業員数299名のうち１名は米国子会社の従業員となります。平均年齢の算出に際して、当該１名は含めておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 149名 | 2名増       | 32歳3ヶ月 | 7年5ヶ月  |

- (注) 臨時従業員（アルバイト）の期中平均雇用人員数は約95名であり、これは上記従業員数には含まれておりません。また、従業員数には、子会社への出向者（８名）は含まれておりません。

**(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

## 2. 株式の状況（令和4年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 8,978,800株  
(3) 株主数 4,047名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                         | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------|------------|---------|
| (株) な に わ                     | 3,050,000株 | 34.30%  |
| 坂 本 大 地                       | 1,492,000株 | 16.78%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）        | 360,800株   | 4.06%   |
| 良 川 忠 必                       | 89,500株    | 1.01%   |
| 東 京 一 番 フ ー ズ 従 業 員 持 株 会     | 86,800株    | 0.98%   |
| ア サ ヒ ビ ー ル (株)               | 78,500株    | 0.88%   |
| 坂 本 洋 平                       | 72,500株    | 0.82%   |
| 恵 本 正 志                       | 37,700株    | 0.42%   |
| (株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口) | 34,900株    | 0.39%   |
| 井 上 和 則                       | 32,000株    | 0.36%   |

（注）持株比率は自己株式（87,607株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の保有状況

- ① 平成25年12月25日開催の定時株主総会決議による会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権

- ・新株予約権の数 523個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 52,300株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・権利行使時の1株当たり払込金額 394円
- ・新株予約権を行使することができる期間 令和元年8月29日から  
令和5年8月28日まで
- ・当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式数     | 保有者数 |
|---------------|---------|--------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 205個    | 普通株式 20,500株 | 3名   |
| 社 外 取 締 役     | 50個     | 普通株式 5,000株  | 1名   |
| 監 査 役         | —       | —            | —    |

- ② 平成26年12月25日開催の定時株主総会決議による会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権

- ・新株予約権の数 617個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 61,700株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・権利行使時の1株当たり払込金額 808円
- ・新株予約権を行使することができる期間 令和2年12月24日から  
令和6年12月23日まで
- ・当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式数     | 保有者数 |
|---------------|---------|--------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 410個    | 普通株式 41,000株 | 3名   |
| 社 外 取 締 役     | 100個    | 普通株式 10,000株 | 1名   |
| 監 査 役         | —       | —            | —    |

③ 平成27年12月25日開催の定時株主総会決議による会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権

- ・新株予約権の数 1,394個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 139,400株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・権利行使時の1株当たり払込金額 1,156円
- ・新株予約権を行使することができる期間 令和3年9月7日から  
令和7年9月6日まで
- ・当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式数     | 保有者数 |
|---------------|---------|--------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 840個    | 普通株式 84,000株 | 3名   |
| 社 外 取 締 役     | 70個     | 普通株式 7,000株  | 1名   |
| 監 査 役         | —       | —            | —    |

④ 平成28年12月26日開催の定時株主総会決議による会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権

- ・新株予約権の数 2,028個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 202,800株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・権利行使時の1株当たり払込金額 1,216円
- ・新株予約権を行使することができる期間 令和4年12月9日から  
令和8年12月8日まで
- ・当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式数      | 保有者数 |
|---------------|---------|---------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 1,620個  | 普通株式 162,000株 | 4名   |
| 社 外 取 締 役     | 100個    | 普通株式 10,000株  | 1名   |
| 監 査 役         | —       | —             | —    |

⑤ 平成29年12月26日開催の定時株主総会決議による会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権

- ・新株予約権の数 1,495個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 149,500株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・権利行使時の1株当たり払込金額 1,275円
- ・新株予約権を行使することができる期間 令和5年12月8日から  
令和9年12月7日まで
- ・当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式数      | 保有者数 |
|---------------|---------|---------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 1,240個  | 普通株式 124,000株 | 4名   |
| 社 外 取 締 役     | 80個     | 普通株式 8,000株   | 1名   |
| 監 査 役         | —       | —             | —    |

⑥ 令和元年12月24日開催の定時株主総会決議による会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権

- ・新株予約権の数 2,255個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 225,500株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・権利行使時の1株当たり払込金額 1,150円
- ・新株予約権を行使することができる期間 令和7年12月24日から  
令和11年12月23日まで
- ・当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式数      | 保有者数 |
|---------------|---------|---------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 1,710個  | 普通株式 171,000株 | 4名   |
| 社 外 取 締 役     | 200個    | 普通株式 20,000株  | 1名   |
| 監 査 役         | —       | —             | —    |

(2) その他の新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役に関する事項（令和4年9月30日現在）

| 地 位           | 氏 名       | 担当又は重要な兼職の状況                                                                   |
|---------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 坂 本 大 地   | (株)長崎ファーム取締役<br>Ichiban Foods Inc. President<br>(株)Fun&Co.取締役会長<br>(株)寿し常代表取締役 |
| 常 務 取 締 役     | 良 川 忠 必   | (株)長崎ファーム代表取締役社長                                                               |
| 常 務 取 締 役     | 掛 川 洋 一   |                                                                                |
| 取 締 役         | 岩 成 和 子   | (株)長崎ファーム監査役                                                                   |
| 取 締 役         | 河 原 庸 仁   | (株)T&K Management systems 代表<br>取締役社長<br>(株)Fun&Co.代表取締役<br>(株)寿し常取締役          |
| 取 締 役         | 村 上 徹     | 村上公認会計士事務所代表<br>(株)村上経営コンサルティング代表取締役                                           |
| 取 締 役         | 前 田 豊 司   | (株)アイロムグループ取締役                                                                 |
| 常 勤 監 査 役     | 清 水 健 一   | (株)イムラ封筒監査役                                                                    |
| 監 査 役         | 福 間 智 人   | 福間智人法律事務所代表<br>(株)ネクスス監査役<br>(株)チャイルド・ピース監査役<br>(株)グランデータ監査役                   |
| 監 査 役         | 松 田 賢 一 郎 | 公認会計士松田賢一郎事務所代表<br>JBA税理士法人代表                                                  |

- (注) 1. 取締役河原庸仁氏、取締役村上徹氏及び取締役前田豊司氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役清水健一氏、監査役福間智人氏及び監査役松田賢一郎氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役松田賢一郎氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 社外取締役及び社外監査役を選任するための当社の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立性に関する判断基準を参考にしております。  
5. 取締役村上徹氏、取締役前田豊司氏、常勤監査役清水健一氏、監査役福間智人氏及び監査役松田賢一郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

##### イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び決定方法

令和3年10月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

##### ロ 決定方針の内容の概要

##### a. 基本方針

取締役の報酬の決定に際しては、当社グループの中長期的な企業価値増大に貢献し、株主利益の増大に貢献できる人材を確保・維持するため、当社の経営環境、他社の水準をも考慮しながら、総合的に勘案するものとします。

##### b. 取締役の個人別の報酬等又は算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、「固定報酬」のほか、中長期的なインセンティブの付与と株主価値向上への責任を明確にする観点からストック・オプションなどの「業績連動型株式報酬」とで構成しております。「業績連動型株式報酬」については、株主価値向上の実現に対する各取締役へのインセンティブであり、行使価格条件、業績条件など、株主価値向上のための一定の条件を上回らなければ、行使できない制約を設けています。本制度の導入の理由は、当社の取締役が、当社の業績や株式価値との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値増大への貢献に対する意欲や士気を一層高めるためであり、その達成度合の対価として当社取締役に対して、付与するものであります。

#### c. 取締役の個人別の報酬等の割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や、関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を勘案し、報酬委員会において決定しますが、その割合は、各取締役の職責の範囲、業績への貢献度、及び当社業績や経済情勢に応じて決定されるため、その割合は毎年変動するものであります。

ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

報酬委員会において、取締役の個人別の報酬等の内容と役員報酬等の内容の決定に関する基本方針の整合性等を確認し、取締役会に答申しており、取締役会もその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が基本方針に沿うものであると判断しております。

### ②取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |                  | 支給人員       |
|------------------|----------------------|----------------------|------------------|------------|
|                  |                      | 固定報酬                 | ストック・オプション       |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 78,067千円<br>(13,958) | 70,360千円<br>(13,400) | 7,707千円<br>(558) | 7名<br>(3)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 15,600千円<br>(15,600) | 15,600千円<br>(15,600) | 一千円<br>(－)       | 3名<br>(3)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 93,667千円<br>(29,558) | 85,960千円<br>(29,000) | 7,707千円<br>(558) | 10名<br>(6) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年12月30日開催の第7回定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、平成28年12月23日開催の第18回定時株主総会において、新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額50百万円（うち社外取締役は10百万円）を上限として設ける決議をしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年12月30日開催の第7回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全取締役であり、被保険者は保険料を負担せず、全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者に関する法律上の損害賠償金、会社に関する損害賠償及びそれらの関連費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法律違反を認識しながら行った行為がある場合には填補の対象としないこととしております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の兼任

取締役河原庸仁氏は、(株)T&K Management systemsの代表取締役社長を兼務しております。当社と同社との間には、経営コンサルティング業務にかかる契約がありますが、当社の支払う報酬額に重要性はありません。また、同氏は(株)Fun&Co.の代表取締役を兼務しております。当社と同社との間には、飲食店舗運営にかかる業務委託契約がありますが、当社の支払う報酬額に重要性はありません。さらに同氏は当社子会社である(株)寿し常の取締役を兼務しております。同社と当社及び当社子会社との間には金銭の貸付347,376千円及び食材の販売636,783千円の取引があります。

取締役村上徹氏は、村上公認会計士事務所の代表及び(株)村上経営コンサルティングの代表取締役を兼務しております。当社とこれらの兼務先との間には特別な利害関係はありません。

取締役前田豊司氏は、(株)アイロムグループの取締役を兼務しております。当社と兼務先との間には特別な利害関係はありません。

常勤監査役清水健一氏は、(株)イムラ封筒の監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

監査役福間智人氏は、福間智人法律事務所の代表、(株)ネクサスの監査役、(株)チャイルド・ピースの監査役及び(株)グランデータ監査役を兼務しております。当社とこれらの兼務先との間には特別な利害関係はありません。

監査役松田賢一郎氏は、公認会計士松田賢一郎事務所の代表及びJBA税理士法人の代表を兼務しております。当社と同事務所との間には特別な利害関係はありません。

## ② 社外役員の主な活動状況

### イ 取締役会及び監査役会への出席状況

|             | 取締役会（17回開催） |      | 監査役会（13回開催） |      |
|-------------|-------------|------|-------------|------|
|             | 出席回数        | 出席率  | 出席回数        | 出席率  |
| 取締役 河原 庸仁   | 17          | 100% | —           | —    |
| 取締役 村上 徹    | 17          | 100% | —           | —    |
| 取締役 前田 豊司   | 14          | 93%  | —           | —    |
| 常勤監査役 清水 健一 | 17          | 100% | 13          | 100% |
| 監査役 福岡 智人   | 17          | 100% | 13          | 100% |
| 監査役 松田 賢一郎  | 17          | 100% | 13          | 100% |

※ 取締役前田豊氏については、令和3年12月24日就任以降の状況（取締役会15回開催）を記載しております。

### ロ 当事業年度における主な活動状況

|             | 主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 河原 庸仁   | 当事業年度に開催した取締役会において、長年にわたる飲食事業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般について、適宜発言をしております。                                                                     |
| 取締役 村上 徹    | 当事業年度に開催した取締役会において、経営者及び公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般について、適宜発言をしております。また、報酬委員会においても、独立的客観的立場から、当社役員報酬等について積極的に議論を進めるなど、委員長として、適宜管理監督を行っております。 |
| 取締役 前田 豊司   | 当事業年度に開催した取締役会において、長年にわたり証券会社幹部として、また、IR会社代表取締役として従事された経験を活かし、当社の経営全般に助言をし、コーポレートガバナンス強化に寄与していただいております。                                       |
| 常勤監査役 清水 健一 | 当事業年度に開催した取締役会及び監査役会において、企業経営に関わる豊富な見識に基づき、取締役会の意思決定及びコーポレートガバナンス体制の向上に向けた議論等、適宜発言を行っております。                                                   |
| 監査役 福岡 智人   | 当事業年度に開催した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、適宜発言をしております。                                                                                          |
| 監査役 松田 賢一郎  | 当事業年度に開催した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言をしております。                                                                                        |

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定することができる契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

赤坂有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 19,800千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,800千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、関係部門及び会計監査人より必要な書類の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催する。
  - ・「取締役会規程」において、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。
  - ・監査役は、原則取締役会に出席し、取締役の業務執行状況について監視を行う。
  - ・社長直轄の内部監査室を設け、経営監視機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図る。
  - ・社会規範・業界規範・社内規範等、広く社会の「きまり」を守ることを徹底するため、社内に「賞罰委員会」を設置し、使命感・倫理観の向上を図るとともにコンプライアンス体制を確立する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。

取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る規程を制定し、取締役を含めた各部門長で構成する「リスク管理委員会」を年2回開催し、徹底したリスクの洗い出しを行う。

内部監査部門は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、監査役会及び取締役会に報告する。

また、リスクが顕在化した場合には、対応マニュアルに基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・経営に関する重要事項については、「経営協議会」を定期的に開催し、取締役会付議事項の事前審議・報告を行う。
  - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する統制体制を整備するとともに、業務活動における支援を行う。
  - ・子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
  - ・子会社の代表は、定期的に子会社の運営状況について当社に報告を行う。
  - ・当社内部監査室は、必要に応じて会計監査及び業務監査を実施する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、これを置くこととする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役会の直属の指揮命令下に配置し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
・監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配布ならびに詳細な説明を受ける。  
・取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告することとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実又は当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。  
・監査役は、内部監査室より、内部監査状況について報告を受ける。
- ⑨ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
・監査役会は、内部監査室、会計監査人と定期的な報告会を開催し、相互連携を図る。  
・監査役会は、代表取締役社長と定期的に情報・意見交換を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除のための体制  
社員に対して行っている研修において、反社会的勢力及び団体への対応のあり方を指導している。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は13回、経営協議会は12回、リスク管理委員会は2回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

# 連結貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                |                  |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>2,453,073</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,245,045</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,826,527        | 買 掛 金                  | 192,778          |
| 売 掛 金                  | 235,448          | 短 期 借 入 金              | 200,000          |
| 仕 掛 品                  | 190,941          | 1年内返済予定の長期借入金          | 324,449          |
| 原 材 料                  | 81,359           | 未 払 金                  | 258,107          |
| そ の 他                  | 118,796          | 未 払 法 人 税 等            | 91,249           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,964,533</b> | 賞 与 引 当 金              | 8,160            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,286,443</b> | そ の 他                  | 170,300          |
| 建 物                    | 356,252          | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,746,533</b> |
| 構 築 物                  | 2,261            | 長 期 借 入 金              | 1,682,148        |
| 機 械 装 置                | 5,848            | 資 産 除 去 債 務            | 40,746           |
| 船 舶                    | 4,704            | そ の 他                  | 23,638           |
| 車 両 運 搬 具              | 962              | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,991,578</b> |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 32,534           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 土 地                    | 883,878          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,360,855</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>26,471</b>    | 資 本 金                  | 517,240          |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 20,618           | 資 本 剰 余 金              | 419,240          |
| ソフトウェア仮勘定              | 5,853            | 利 益 剰 余 金              | 454,756          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>651,618</b>   | 自 己 株 式                | △30,382          |
| 敷 金 保 証 金              | 550,849          | その他の包括利益累計額            | 10,401           |
| 長 期 貸 付 金              | 300              | 為 替 換 算 調 整 勘 定        | 10,401           |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 21,478           | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>54,771</b>    |
| 繰 延 税 金 資 産            | 21,685           |                        |                  |
| そ の 他                  | 147,718          |                        |                  |
| 貸 倒 引 当 金              | △90,412          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,426,028</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,417,606</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>4,417,606</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             |         | 金 額 |           |
|-----------------|---------|-----|-----------|
| 売上高             |         |     | 6,062,192 |
| 売上原価            |         |     | 2,333,331 |
| 売上総利益           |         |     | 3,728,861 |
| 販売費及び一般管理費      |         |     | 4,095,974 |
| 営業損失 (△)        |         |     | △367,112  |
| 営業外収益           |         |     |           |
| 受取利息            | 106     |     |           |
| 受取引当金           | 13,691  |     |           |
| 受取補助金           | 5,900   |     |           |
| 受取為替            | 1,112   |     |           |
| 受取差益            | 610,846 |     |           |
| 受取他             | 3,324   |     |           |
| 受取の             | 14,143  |     |           |
| 受取の             | 23,842  |     | 672,966   |
| 営業外費用           |         |     |           |
| 支払利息            | 19,364  |     |           |
| 支払の             | 11,436  |     |           |
| 支払の             | 909     |     | 31,710    |
| 特別利益            |         |     | 274,143   |
| 固定資産売却益         | 134     |     |           |
| 固定資産売却益         | 261     |     | 396       |
| 特別損失            |         |     |           |
| 店舗休業損失          | 6,799   |     |           |
| 固定資産除却損失        | 421     |     |           |
| 固定資産圧縮損失        | 45,121  |     |           |
| 固定資産圧縮損失        | 5,433   |     | 57,776    |
| 税金等調整前当期純利益     |         |     | 216,763   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 93,911  |     |           |
| 法人税等調整額         | 1,348   |     | 95,259    |
| 当期純利益           |         |     | 121,504   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         |     | 121,504   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(令和 3 年10月 1 日から  
令和 4 年 9 月30日まで)

(単位：千円)

|                                    | 株主資本    |            |            |         |             |
|------------------------------------|---------|------------|------------|---------|-------------|
|                                    | 資本金     | 資 本<br>剰余金 | 利 益<br>剰余金 | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |
| 令和 3 年10月 1 日残高                    | 508,776 | 410,776    | 333,252    | △30,382 | 1,222,422   |
| 連結会計年度中の変動額                        |         |            |            |         |             |
| 新 株 の 発 行                          | 8,464   | 8,464      |            |         | 16,928      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                    |         |            | 121,504    |         | 121,504     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中<br>の 変 動 額 (純 額) |         |            |            |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                      | 8,464   | 8,464      | 121,504    | —       | 138,432     |
| 令和 4 年 9 月30日残高                    | 517,240 | 419,240    | 454,756    | △30,382 | 1,360,855   |

|                                    | その他の包括利益<br>累計額 |                       | 新 株<br>予約権 | 純資産<br>合 計 |
|------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------|------------|
|                                    | 為替換算<br>調整勘定    | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |            |            |
| 令和 3 年10月 1 日残高                    | △12,093         | △12,093               | 52,104     | 1,262,433  |
| 連結会計年度中の変動額                        |                 |                       |            |            |
| 新 株 の 発 行                          |                 |                       |            | 16,928     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                    |                 |                       |            | 121,504    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中<br>の 変 動 額 (純 額) | 22,495          | 22,495                | 2,666      | 25,162     |
| 連結会計年度中の変動額合計                      | 22,495          | 22,495                | 2,666      | 163,594    |
| 令和 4 年 9 月30日残高                    | 10,401          | 10,401                | 54,771     | 1,426,028  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 連結子会社の数 | 3社                                          |
| 連結子会社名  | 株式会社長崎ファーム<br>Ichiban Foods Inc.<br>株式会社寿し常 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

|                |             |
|----------------|-------------|
| 持分法を適用した関連会社の数 | 1社          |
| 関連会社の名称        | 株式会社Fun&Co. |

#### 持分法適用会社の事業年度に関する事項

株式会社Fun&Co.の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

#### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

全ての連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券

##### その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ロ 棚卸資産

##### 原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

##### ② 固定資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 4年～33年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年～10年 |

##### ロ 無形固定資産

##### 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

##### ハ 長期前払費用

一定期間内において均等償却

### ③ 引当金の計上基準

#### イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

### ④ 重要な収益及び費用の計上基準

#### イ 飲食事業

飲食事業においては、当社グループの店舗において来店する顧客から注文及びデリバリー運営会社からの注文に基づくサービスの提供による収益であります。当該サービスの提供による収益は、顧客へ料理等を提供し、その対価を受領した時点で履行義務が充足されることから当該時点において収益を認識しております。なお、代理人として行われる取引については、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

#### ロ 外販事業

外販事業においては、当社グループにおける、食材等の外部卸販売による収益であります。これらの収益については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから当該時点において収益を認識しております。

### (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ①繰延資産の処理方法

##### 開業費

開業後5年間にわたり、定額法により償却しております。

#### ②外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、当社グループの飲食事業において、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財またはサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86

項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は83,879千円減少し、売上原価は83,879千円減少しておりますが、営業損失、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 繰延税金資産の回収可能性

##### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 21,685千円 |
|--------|----------|

##### ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成30年2月16日)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社は、繰延税金資産の計上について、当社グループの将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等を見積み、回収可能性を十分に検討しております。

当社グループは、当連結会計年度末時点で入手可能な外部の情報等から、令和4年10月以降、徐々に回復するという一定の仮定を置いて、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りをしております。

なお、将来の課税所得の見積りの基礎となる仮定が異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (2) 資産除去債務

##### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 資産除去債務 | 40,746千円 |
|--------|----------|

##### ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

不動産賃貸借契約に規定された原状回復義務に基づく原状回復費用の見込額を使用見込期間で割り引いた金額を資産除去債務として計上しております。使用見込期間は該当資産の耐用年数を基準に決定しており、割引率は、当該期間における国債利回りを使用しております。

### (3) 固定資産の減損会計

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |             |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 1,286,443千円 |
| 無形固定資産 | 26,471千円    |
| 減損損失   | 45,121千円    |

#### ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産及び無形固定資産（のれんを含む）の減損損失の見積りに際し、以下の方法によって算出しております。

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に店舗を単位とし、グルーピングを行っております。また、本社資産は、共用資産としてより大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や退店の意思決定を行った店舗等、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループの残存使用年数に係る割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで切り下げ、減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の判定に使用する将来キャッシュ・フローは、対象となる資産グループに係る主要な資産の残存耐用年数、会社により承認された翌期予算数値、将来計画等、一定の仮定を用いて計算しております。回収可能価額は、不動産鑑定評価額等に基づく正味売却価額又は使用価値により測定しております。使用価値は、当社グループに要求される資本コストを考慮した割引率による割引後の将来キャッシュ・フローの合計額としております。将来キャッシュ・フローは、過去の実績や新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測等を踏まえ最善の見積りを行っておりますが、将来の見込が大きく変動した場合は、減損損失の追加計上により翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

なお、将来キャッシュ・フローについては、新型コロナウイルス感染症の影響が令和4年10月以降、徐々に回復すると仮定して最善の見積りを行っております。

## 4. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループの事業活動に大きな影響を及ぼしております。

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の判定等において、入手可能な情報に基づき、令和4年10月以降、徐々に回復すると一定の仮定を置いて最善の見積りを行っています。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,653,285千円

(2) 担保に供している資産

① 建物 55,804千円

② 土地 736,513千円

合計 792,317千円

上記に対する債務

1年以内返済予定の長期借入金 175,104千円

長期借入金 515,232千円

合計 690,336千円

③ 投資その他の資産 その他 60,820千円  
(長期性預金)

関係会社であるIchiban Foods Inc.の不動産賃借取引に関連するスタン  
ドバイLC開設のために担保に供しております。

(3) 財務制限条項

当社が株式会社三菱UFJ銀行と締結している金銭消費貸借契約は以下の財務制限  
条項が付されており、①、②のいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合、  
期限の利益を喪失する場合があります。

① 2021年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結貸借対照表  
における純資産の部の合計額を、2020年9月決算期の年度決算期の末日におけ  
る純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のい  
ずれか大きい方の75%以上に維持すること。

② 2021年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結損益計算書  
において、経常損益の金額を0円以上にすること。

(4) 偶発債務

重要な係争事件

当社の連結子会社である株式会社寿し常（以下、寿し常）は、株式会社豊田の  
破産管財人（以下、豊田）より、寿し常が豊田から譲り受けた不動産が不相当な  
価格で売却されたとの主張を前提に、本不動産の担保余剰額として102,099千円  
及びこれに対する遅延損害金の支払いを求められております。

当社は当該請求には合理性は無いものと判断しており、現在係争中であります。  
今後の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時  
点では未確定であります。

## 6. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」赤坂店、神田西口店及び川崎駅前店、「おいしい寿司と活魚料理 魚の飯」新橋店及び調布店、「綱島ふぐよし総本店」、「うまい寿司と魚料理 魚王KUNI」川崎店は業績改善の見通しが立たないことから、減損損失を31,565千円計上しております。また、子会社である株式会社寿し常では、同社が運営する「江戸東京 寿し常」東京ソラマチ店を閉店に伴い減損損失を6,267千円計上しており、「廻り寿し 渋谷寿し常」渋谷パルコ店、「海鮮処 寿し常」エソラ池袋店及びアトレ亀戸店は業績改善の見通しが立たないことから、減損損失を7,288千円計上しております。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する政府、各自治体からの要請等を踏まえ、店舗の臨時休業を実施いたしました。当該臨時休業中に発生した固定費を店舗休業損失として、特別損失に6,799千円計上しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 連結会計年度の末日における発行済株式及び自己株式の数

|       | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | 8,927,800           | 51,000              | —                   | 8,978,800          |
| 自己株式  | 87,607              | —                   | —                   | 87,607             |

(注) 発行済株式の増加51,000株は新株予約権行使に伴う新株発行による増加であります。

- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)に関する事項

|            | 平成25年12月25<br>日開催の定時株主<br>総会決議に基づく<br>新株予約権 | 平成26年12月25<br>日開催の定時株主<br>総会決議に基づく<br>新株予約権 | 平成27年12月25<br>日開催の定時株主<br>総会決議に基づく<br>新株予約権 |
|------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                                        | 普通株式                                        | 普通株式                                        |
| 目的となる株式の数  | 52,300株                                     | 61,700株                                     | 139,400株                                    |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、運転資金、設備投資資金は、自己資金で賄い、必要な資金が生じた場合には、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|                         | 連結貸借対照表計上額<br>(注) | 時価 (注)    | 差額     |
|-------------------------|-------------------|-----------|--------|
| 敷金保証金                   | 550,849           | 550,849   | —      |
| 資産計                     | 550,849           | 550,849   | —      |
| 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む) | 2,006,598         | 1,998,729 | △7,869 |
| 負債計                     | 2,006,598         | 1,998,729 | △7,869 |

(注) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分      | 時価   |           |      |           |
|---------|------|-----------|------|-----------|
|         | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 敷金及び保証金 | —    | 550,849   | —    | 550,849   |
| 資産計     | —    | 550,849   | —    | 550,849   |
| 長期借入金   | —    | 1,998,729 | —    | 1,998,729 |
| 負債計     | —    | 1,998,729 | —    | 1,998,729 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、想定した賃借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率ゼロとして算定しております。

(2) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)

|               | 当連結会計年度   |
|---------------|-----------|
| 飲食事業          | 5,343,615 |
| 外販事業          | 718,577   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 6,062,192 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 6,062,192 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループにおける顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債の残高は、重要性が乏しいため、記載を省略しています。

## 10. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 154円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円73銭  |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,384,121</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>763,930</b>   |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,086,890        | 買 掛 金                  | 84,638           |
| 売 掛 金              | 86,757           | 短 期 借 入 金              | 200,000          |
| 原 材 料              | 23,167           | 1年内返済予定の長期借入金          | 261,108          |
| 前 払 費 用            | 43,259           | 未 払 金                  | 167,972          |
| 関係会社短期貸付金          | 50,000           | 未 払 費 用                | 7,891            |
| そ の 他              | 94,046           | 未 払 法 人 税 等            | 12,557           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,559,937</b> | 預 り 金                  | 21,146           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>775,183</b>   | 賞 与 引 当 金              | 7,800            |
| 建 物                | 178,561          | そ の 他                  | 816              |
| 車 両 運 搬 具          | 0                | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,161,229</b> |
| 工 具、器 具 及 び 備 品    | 13,287           | 長 期 借 入 金              | 1,143,627        |
| 土 地                | 583,335          | そ の 他                  | 17,602           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>24,147</b>    | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,925,159</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 20,080           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| ソフトウェア仮勘定          | 4,066            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>964,127</b>   |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>760,606</b>   | 資 本 金                  | 517,240          |
| 投 資 有 価 証 券        | 3,400            | 資 本 剰 余 金              | 419,240          |
| 関係会社株式             | 12,784           | 資 本 準 備 金              | 419,240          |
| 長 期 貸 付 金          | 300              | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>58,028</b>    |
| 関係会社長期貸付金          | 700,575          | 利 益 準 備 金              | 21,765           |
| 敷 金 保 証 金          | 330,314          | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 36,263           |
| 繰 延 税 金 資 産        | 10,196           | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 36,263           |
| そ の 他              | 146,383          | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△30,382</b>   |
| 貸 倒 引 当 金          | △443,348         | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>54,771</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,944,058</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,018,898</b> |
|                    |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,944,058</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   |         | 金 額 |           |
|-----------------------|---------|-----|-----------|
| 売 上 高                 |         |     | 2,070,766 |
| 売 上 原 価               |         |     | 724,212   |
| 売 上 総 利 益             |         |     | 1,346,553 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         |     | 1,785,848 |
| 営 業 損 失 (△)           |         |     | △439,295  |
| 営 業 外 収 益             |         |     |           |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 11,545  |     |           |
| 助 成 金 受 取 入 金         | 301,987 |     |           |
| 受 取 引 金 保 險 費         | 2,955   |     |           |
| 経 営 先 指 導 料           | 5,900   |     |           |
| そ の 他                 | 10,800  |     |           |
|                       | 51,008  |     | 384,196   |
| 営 業 外 費 用             |         |     |           |
| 支 払 利 息               | 18,385  |     |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入         | 5,500   |     |           |
| そ の 他                 | 893     |     |           |
|                       |         |     | 24,779    |
| 経 常 損 失 (△)           |         |     | △79,878   |
| 特 別 利 益               |         |     |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 261     |     | 261       |
| 特 別 損 失               |         |     |           |
| 店 舗 休 業 損 失           | 6,799   |     |           |
| 固 定 資 産 除 却 損 失       | 294     |     |           |
| 減 損 損 失               | 31,565  |     | 38,660    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△)   |         |     | △118,277  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 8,183   |     |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 1,802   |     | 9,986     |
| 当 期 純 損 失 (△)         |         |     | △128,263  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |        |                     |          |
|-------------------------|---------|---------|--------|---------------------|----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金  |                     |          |
|                         |         | 資本準備金   | 利益準備金  | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計  |
| 令和3年10月1日残高             | 508,776 | 410,776 | 21,765 | 164,527             | 186,292  |
| 事業年度中の変動額               |         |         |        |                     |          |
| 新株の発行                   | 8,464   | 8,464   |        |                     |          |
| 当期純損失(△)                |         |         |        | △128,263            | △128,263 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |         |        |                     |          |
| 事業年度中の変動額合計             | 8,464   | 8,464   | —      | △128,263            | △128,263 |
| 令和4年9月30日残高             | 517,240 | 419,240 | 21,765 | 36,263              | 58,028   |

|                         | 株主資本    |           | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|-----------|--------|-----------|
|                         | 自己株式    | 株主資本合計    |        |           |
| 令和3年10月1日残高             | △30,382 | 1,075,462 | 52,104 | 1,127,567 |
| 事業年度中の変動額               |         |           |        |           |
| 新株の発行                   |         | 16,928    |        | 16,928    |
| 当期純損失(△)                |         | △128,263  |        | △128,263  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           | 2,666  | 2,666     |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | △111,335  | 2,666  | △108,668  |
| 令和4年9月30日残高             | △30,382 | 964,127   | 54,771 | 1,018,898 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ 子会社株式 移動平均法による原価法

##### □ その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年～33年

工具、器具及び備品 3年～10年

##### ② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

##### ③ 長期前払費用

一定期間内において均等償却

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

##### 飲食事業

飲食事業においては、当社グループの店舗において来店する顧客から注文及びデリバリー運営会社からの注文に基づくサービスの提供による収益であります。当該サービスの提供による収益は、顧客へ料理等を提供し、その対価を受領した時点で履行義務が充足されることから当該時点において収益を認識しております。なお、代理人として行われる取引については、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、当社グループの飲食事業において、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財またはサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は83,879千円減少し、売上原価は83,879千円減少しておりますが、営業損失、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 10,196千円

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

## (2) 固定資産の減損会計

### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 775,183千円 |
| 無形固定資産 | 24,147千円  |
| 減損損失   | 31,565千円  |

### ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

## 4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響について、詳細は連結計算書類「連結注記表（追加情報）」に記載のとおりです。

## 5. 貸借対照表に関する注記

|                                     |             |
|-------------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                  | 1,343,930千円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権<br>(区分表示したものを除く) | 61,089千円    |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債務                  | 57,890千円    |
| (4) 担保に供している資産                      |             |
| ①建物                                 | 35,029千円    |
| ②土地                                 | 439,353千円   |
| 合計                                  | 474,382千円   |
| 上記に対する債務                            |             |
| 1年以内返済予定の長期借入金                      | 48,792千円    |
| 長期借入金                               | 294,168千円   |
| 合計                                  | 342,960千円   |
| ③投資その他の資産 その他<br>(長期性預金)            | 60,820千円    |

関係会社であるIchiban Foods Inc.の不動産賃借取引に関連するスタン  
ドバイLC開設のために担保に供しております。

### (5) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

株式会社長崎ファーム 129,869千円

### (6) 財務制限条項

当社が株式会社三菱UFJ銀行と締結している金銭消費貸借契約は以下の財務制限  
条項が付されており、①、②のいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合、  
期限の利益を喪失する場合があります。

- ① 2021年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の合計額を、2020年9月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 2021年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額を0円以上にすること。

## 6. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社に対する取引

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 |           |
| 売上高        | 25,792千円  |
| 原材料仕入高     | 508,296千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 19,778千円  |

- (2) 「泳ぎとらふぐ料理専門店 とらふぐ亭」赤坂店、神田西口店及び川崎駅前店、「おいしい寿司と活魚料理 魚の飯」新橋店及び調布店、「綱島ふぐよし総本店」、「うまい寿司と魚料理 魚王KUNI」川崎店は業績改善の見通しが立たないことから、減損損失を31,565千円計上しております。

- (3) 新型コロナウイルス感染症に対する政府、各自治体からの要請等を踏まえ、店舗の臨時休業を実施いたしました。当該臨時休業中に発生した固定費を店舗休業損失として、特別損失に6,799千円計上しております。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の数

|         | 当事業年度期首<br>株 式 数 (株) | 当事業年度増加<br>株 式 数 (株) | 当事業年度減少<br>株 式 数 (株) | 当事業年度末<br>株 式 数 (株) |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 自 己 株 式 | 87,607               | —                    | —                    | 87,607              |

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産    |           |
| 賞与引当金     | 2,388千円   |
| 未払費用      | 2,244千円   |
| 未払事業税     | 2,935千円   |
| 減損損失      | 8,436千円   |
| 株式報酬費用    | 16,770千円  |
| 貸倒引当金     | 135,753千円 |
| 関係会社株式評価損 | 35,080千円  |
| 繰越欠損金     | 38,862千円  |
| その他       | 1,304千円   |
| 繰延税金資産小計  | 243,776千円 |
| 評価性引当額    | 233,580千円 |
| 繰延税金資産合計  | 10,196千円  |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 属性  | 会社等の名称             | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容又は職業       | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 (%) | 関係内容  |        | 取引の内容                 | 取引金額<br>(千円) | 科目                     | 期末残高<br>(千円)       |
|-----|--------------------|------------------|-----------------|------------------------|-------|--------|-----------------------|--------------|------------------------|--------------------|
|     |                    |                  |                 |                        | 役員兼任等 | 事業上の関係 |                       |              |                        |                    |
| 子会社 | ㈱長崎ファーム            | 3,000            | 水産物の生産・販売       | 100                    | 役員3名  | 食材の仕入  | 売上高                   | 841          | 売掛金                    | —                  |
|     |                    |                  |                 |                        |       |        | 主要食材（とらふぐ）の仕入<br>(注)1 | 508,296      | 買掛金                    | 57,531             |
|     |                    |                  |                 |                        |       |        | 資金の貸付(注)2             | —            | 関係会社短期貸付金<br>関係会社長期貸付金 | 50,000<br>10,000   |
|     |                    |                  |                 |                        |       |        | 利息の受取(注)2             | 877          | その他(流動資産)              | —                  |
|     |                    |                  |                 |                        |       |        | 債務保証(注)3              | 129,869      | —                      | —                  |
| 子会社 | Ichiban Foods Inc. | 114,566          | 和食シーフードレストランの運営 | 100                    | 役員1名  | 経営管理   | 資金の貸付(注)2             | —            | 関係会社長期貸付金              | 343,199            |
|     |                    |                  |                 |                        |       |        | 利息の支払(注)2             | 4,355        | その他(流動負債)              | 20,752             |
| 子会社 | ㈱寿し常               | 100              | 飲食店業及び水産物の販売    | 100                    | 役員2名  | 経営管理   | 資金の貸付(注)2             | —            | 関係会社短期貸付金<br>関係会社長期貸付金 | 126,312<br>221,064 |
|     |                    |                  |                 |                        |       |        | 利息の支払(注)2             | 6,286        | その他(流動負債)              | 17,393             |
|     |                    |                  |                 |                        |       |        | 債務保証(注)4              | 347,376      | —                      | —                  |

(注) 1. 食材の仕入価格については、市場価格を参考に決定しております。

2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を参考に利率を合理的に決定しております。

3. ㈱長崎ファームの銀行借入に当たって、債務保証を行っております。債務保証の取引金額は、事業年度末の借入金残高を記載しております。

4. 当社の銀行借入に当たって、債務保証を行っております。債務保証の取引金額は、事業年度末の借入金残高を記載しております。

#### **10. 1株当たり情報に関する注記**

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 108円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 14円49銭  |

#### **11. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年11月21日

株式会社 東京一番フーズ  
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 勉  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒 川 和 也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京一番フーズの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京一番フーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和4年11月21日

株式会社 東京一番フーズ  
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 勉  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 荒 川 和 也  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京一番フーズの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

令和4年11月29日

株 式 会 社 東 京 一 番 フ ー ズ 監 査 役 会

常勤監査役(社外監査役) 清 水 健 一 ㊤

社 外 監 査 役 福 間 智 人 ㊤

社 外 監 査 役 松 田 賢 一 郎 ㊤

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款の一部変更の件

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款の一部変更を行うものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第12条の2（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第12条の2（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 上記の新設に伴い経過措置等に関する附則を設けるものであります。

また、当社は、経営体制の一層の強化を図る観点から取締役を増員するため、取締役の員数の上限を7名から8名に変更するものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                    | 変更 (案)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会<br/>(新設)</p> <p>第13条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は7名以内とする。</p> <p>第18条～第48条 (条文省略)<br/>(新設)</p> | <p>第1条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会<br/><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第12条の2 当会社は、株主総会招集に際し、<br/>株主総会参考書類等の内容である<br/>情報について、電子提供措置をと<br/>るものとする。</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事<br/>項のうち法務省令で定めるものの<br/>全部または一部について、議決権<br/>の基準日までに書面交付請求した<br/>株主に対して交付する書面に記載<br/>しないことができる。</p> <p>第13条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は8名以内とする。</p> <p>第18条～第48条 (現行どおり)</p> <p>附則<br/>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1. 定款第12条の2 (電子提供措置等) の規定<br/>にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主<br/>総会の日とする株主総会については、従前の例<br/>による。</p> <p>2. 本附則は、2023年3月1日にこれを削除す<br/>る。</p> |

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本總會終結の時をもって取締役7名全員任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図る観点から取締役を1名増員するため、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数       |
|------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 1          | さかもと だいち<br>坂本 大地<br>(昭和42年12月19日生) | 平成10年10月 (有)東京一番フーズ(現当社) 設立<br>取締役就任<br>平成11年 9月 同社代表取締役就任<br>平成12年 9月 当社代表取締役社長就任(現任)<br>平成13年12月 (有)新宿活魚(現(株)長崎ファーム)<br>取締役就任(現任)<br>平成28年10月 Ichiban Foods Inc. President<br>(現任)<br>令和元 年11月 (株)Fun&Co.設立取締役会長就任<br>(現任)<br>令和 2 年 6 月 (株)寿し常設立代表取締役就任(現任) | 1,492,000株                   |
| 2          | よしかわ ただし<br>良川 忠必<br>(昭和50年12月26日生) | 平成10年10月 (有)東京一番フーズ(現当社) 入社<br>平成15年 1月 (有)新宿活魚(現(株)長崎ファーム)<br>取締役就任<br>平成18年 3月 同社代表取締役社長就任(現任)<br>平成21年 6月 当社執行役員就任<br>平成22年12月 当社取締役商品本部長兼外販事業<br>部長就任<br>平成26年11月 (株)食縁取締役就任<br>平成29年 6月 同社取締役退任<br>平成30年12月 当社常務取締役就任(現任)                                 | 91,343株<br>(うち持株会<br>1,843株) |
| 3          | かけがわ よういち<br>掛川 洋一<br>(昭和38年2月11日生) | 昭和62年 4月 (株)埼玉銀行(現(株)埼玉りそな銀行)<br>入行<br>平成11年 5月 朝日税理士法人入社<br>平成17年 8月 (株)ラムラ入社<br>平成29年 5月 当社入社<br>令和元 年11月 当社執行役員就任<br>令和 2 年 8 月 当社管理本部長就任<br>令和 2 年12月 当社取締役就任<br>令和 3 年12月 当社常務取締役就任(現任)                                                                   | 2,164株<br>(うち持株会<br>1,564株)  |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数        |
|------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 4          | いわなり かずこ<br>岩成 和子<br>(昭和24年4月1日生)    | 昭和47年 4 月 (株)インテック入社<br>昭和48年 4 月 財団法人流通経済研究所入所<br>平成 8 年 4 月 東京水産大学 (現東京海洋大学)<br>助教就任<br>平成21年 11月 当社入社、執行役員システム部長<br>就任<br>平成25年 12月 執行役員マーケティング担当部長<br>就任<br>平成27年 12月 当社取締役就任<br>平成28年 12月 当社常務取締役就任<br>平成28年 12月 (株)長崎ファーム監査役 (現任)<br>平成30年 12月 当社専務取締役就任<br>令和 3 年 12月 当社取締役就任 (現任)              | 23,332株<br>(うち持株会<br>10,332株) |
| 5          | かわはら つねひと<br>河原 庸仁<br>(昭和40年11月30日生) | 平成13年 7 月 (株)リンク・ワン<br>代表取締役専務就任<br>平成14年 4 月 同社代表取締役社長就任<br>平成20年 6 月 河原庸仁事務所開所 代表就任<br>平成21年 4 月 (株) T&K Management systems<br>設立 取締役就任<br>平成24年 5 月 同社代表取締役社長就任 (現任)<br>平成25年 12月 当社取締役就任 (現任)<br>平成30年 8 月 (株)壁の穴代表取締役就任<br>令和元 年 11月 (株)Fun&Co.設立代表取締役就任<br>(現任)<br>令和 2 年 6 月 (株)寿し常設立取締役就任 (現任) | 9,222株<br>(うち持株会<br>4,222株)   |
| 6          | むらかみ とおる<br>村上 徹<br>(昭和35年11月25日生)   | 昭和61年 10月 監査法人中央会計事務所入所<br>平成 2 年 10月 三優監査法人入所<br>平成18年 1 月 当社取締役就任<br>平成19年 4 月 (株)JBAホールディングス取締役就<br>任<br>平成20年 6 月 当社監査役就任<br>平成28年 9 月 村上公認会計士事務所設立 (現<br>任)<br>平成29年 7 月 (株)村上経営コンサルティング設立<br>代表取締役就任 (現任)<br>当社取締役就任 (現任)<br>令和元 年 12月 当社取締役就任 (現任)                                              | — 株                           |
| 7          | まえだ とよし<br>前田 豊司<br>(昭和36年2月6日生)     | 昭和58年 2 月 日興証券(株)(現SMBC日興証券(株))<br>入社<br>平成10年 12月 同社新橋支店長就任<br>平成16年 3 月 同社本店長就任<br>平成19年 2 月 同社執行役員東京第三事業法人本<br>部長就任<br>平成25年 3 月 日興アイ・アール(株)常務取締役就<br>任<br>平成30年 9 月 同社代表取締役社長就任<br>令和 3 年 3 月 同社退任<br>令和 3 年 6 月 当社顧問<br>令和 3 年 6 月 (株)アイロムグループ社外取締役就<br>任 (現任)<br>令和 3 年 12月 当社取締役就任 (現任)         | — 株                           |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 8          | ※<br>もりた おさむ<br>森田 収<br>(昭和37年2月17日生) | 昭和59年 4 月 日興証券(株)(現SMBC日興証券(株))<br>入社<br>平成18年 3 月 同社執行役員人事・育成担当兼財務<br>担当委嘱<br>平成20年 7 月 同社取締役リスク管理担当兼証券<br>業務担当兼人事・育成担当就任<br>平成25年 3 月 同社常務執行役員アセットマネジ<br>メント担当就任<br>平成25年 3 月 日興グローバルラップ(株)取締役社<br>長就任<br>平成28年 4 月 日興アセットマネジメント(株)常務<br>執行役員法務・コンプライアンス<br>本部長兼最高法務責任者就任<br>平成31年 5 月 同社専務執行役員法務・コンプラ<br>イアンス本部長兼最高法務責任者<br>兼チーフ・コンプライアンス・オ<br>フィサー就任<br>令和 4 年 4 月 当社専務執行役員管理本部長就任<br>(現任) | — 株                    |

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 河原庸仁氏が代表取締役社長を務める(株)T&K Management systemsと当社とは、経営コンサルティング業務にかかる契約がありますが、当社の支払う報酬額に重要性はありません。また、同氏が代表取締役を務める(株)Fun&Co.と当社とは、飲食店舗運営にかかる業務委託契約がありますが、当社の支払う報酬額に重要性はありません。その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 河原庸仁氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役就任からの年数は、本総会終結の時をもって、9年であります。
4. 村上徹氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、同所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役就任からの年数は、本総会終結の時をもって、3年であります。
5. 前田豊司氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、同所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役就任からの年数は、本総会終結の時をもって、1年であります。
6. 取締役候補者河原庸仁氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割  
河原庸仁氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 取締役候補者村上徹氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割  
村上徹氏につきましては、平成18年1月から平成20年6月まで当社の社外取締役、平成20年6月から平成27年12月まで当社の監査役を歴任されたこと、また、公認会計士ならびに税理士としての専門的知識・豊富な経験に基づく見地から、社外取締役として当社の経営全般に対して指導いただくと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
8. 取締役候補者前田豊司氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割  
前田豊司氏につきましては、長年にわたり証券会社幹部として、また、IR会社代表取締役として従事された経験を活かし、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
9. 当社は、河原庸仁氏、村上徹氏及び前田豊司氏の間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、各氏が取締役に選任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は、全取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要等は事業報告18頁をご参照ください。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時において同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

(提案の理由)

当社は、取締役（社外取締役を含む）について、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。

会社法（平成17年法律第86号）施行後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権が、取締役の報酬等に該当することとなったことに伴い、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につきご承認をお願いするものであります。

なお、ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績、及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、取締役は第2号議案が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役3名）となります。

1. 当社の取締役の報酬額は平成17年12月30日開催の第7回定時株主総会において、年額200百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額50百万円（うち社外取締役は10百万円）を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

2. 当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下の内容といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数

2,000個（うち社外取締役200個）を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

当社普通株式200,000株（うち社外取締役20,000株）を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を株式数の上限とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額に2.00を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後5年を経過した日より4年間とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(5) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(4)に記載のない新株予約権の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

3. 上記取締役の報酬等の額及び具体的な内容には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたしたく存じます。

**第4号議案** 当社及び当社子会社の取締役、使用人及び社外協力者に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及び社外協力者に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及び社外協力者に対し新株予約権を無償で発行したいと存じます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記（3）に定める内容の新株予約権4,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式400,000株を上限とし、下記（3）①により付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額に2.00を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日後5年を経過した日から4年間とする。

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得条項

以下の i、ii、iii、iv 又は v の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契

約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

viii 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

ix その他の新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

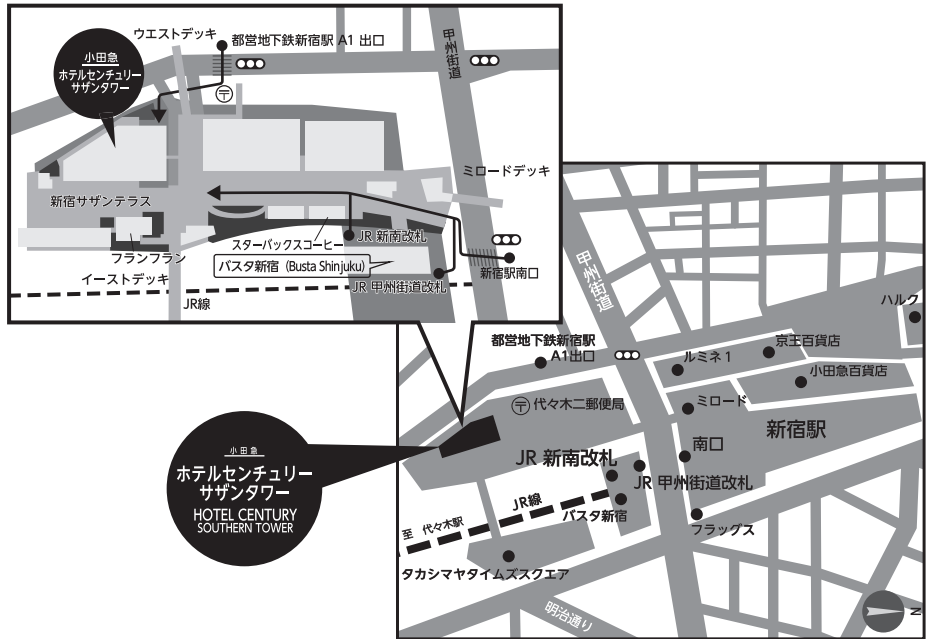
以上

[illegible]

[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

|      |                                                  |
|------|--------------------------------------------------|
| 開催日時 | 令和4年12月23日（金曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）               |
| 開催場所 | 東京都渋谷区代々木二丁目2番1号<br>小田急ホテルセンチュリーサザンタワー<br>21階 天空 |



|        |              |     |                |        |
|--------|--------------|-----|----------------|--------|
| 交通のご案内 | JR           | 新宿駅 | 甲州街道改札<br>新南改札 | より徒歩3分 |
|        | JR・小田急線・京王線他 | 新宿駅 | 南口             | より徒歩3分 |
|        | 都営地下鉄        | 新宿駅 | A1出口           | より徒歩1分 |

駐車場・駐輪場の用意はしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。